

富士吉田市農業委員会 令和5年6月定例総会議事録

1 招集期日 令和5年6月28日（水）

2 招集場所 庁舎西会議室

3 出席委員（13名）

会長 加々美和也（第10番）

第1番 藤井與三郎 第2番 小俣俊子 第3番 佐藤万吉

第4番 小俣 創 第5番 小野利壹 第6番 渡邊和英

第7番 渡邊孝治 第8番 田邊綾子 第9番 權正常夫

第11番 勝俣道明 第12番 梶原 久 第13番 宮下師貴

また、出席した農地利用最適化推進委員は4名であり次のとおりである。

小俣和善、眞田眞喜雄、勝俣敏日古、舟久保太郎

4 欠席委員 なし

5 議事日程

第一 議事録署名委員の指名について

第二 会期の決定について

第三 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第四 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

第五 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

第六 議案第4号 農地法第3条の規定による競・公売適格証明願いについて

第七 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第八 議案第6号 農地所有適格法人の要件確認について

6 職務および説明のため出席した職員

農業委員会事務局

事務局長 渡辺孝広

事務局次長 木勢美妃

会計年度任用職員 網倉郷美

7 開議 午後2時

○ 議長（会長）

本日は、大変ご苦勞様です。ただいまから、富士吉田市農業委員会 5 月定例総会を開会いたします。開会にあたり報告いたします。農業委員13名の内、出席委員は13名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半数の委員が出席しておりますので、会議が成立する旨、報告いたします。また、同法第29条により、各地区推進委員にも出席を求めていますので、あわせて報告します。

なお、遠山隆雄推進委員、羽田善行推進委員から、都合により欠席する旨の届出がありましたので報告します。

○ 議長（会長）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより議事に入ります。日程第一、「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。富士吉田市農業委員会会議規則第44条の規定により、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議がありませんので、議事録署名委員には、
第4番 小俣 創 委員、第5番 小野 利壹 委員を指名いたします。

○ 議長（会長）

次に、日程第二、「会期の決定について」を議題といたします。会期は本日 1 日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

○ 議長（会長）

それでは、ここで各申請事案の審査のため、暫時休憩いたします。休憩中、各地区委員会で申請事案の審査をお願いいたします。

（午後 2 時 1 分休憩）

（午後 2 時 5 分再開）

○ 議長（会長）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、お手元に配布いたしました議案について、ご審議願います。

なお、審議にあたっては各地区担当委員会順に議案の審議を進めて参りますので、委員各位にはご了承をお願いいたします。

○ 議長（会長）

日程第三、議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。第4委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

まず、補正が間に合わないということで2件取り下げとなっております。3条の受理番号3の5号と5条の受理番号5の14号につきましては来月回しになりますので、割愛させていただきます。

【議案第1号 第4委員会の1件の朗読後】

第4委員会の受理番号3の4号につきましては、譲受人が譲渡人より申請地の持分の贈与を受け、営農を開始するための権利移動の申請であります。譲受人の譲受者としての資格については、別紙の調査表に基づき説明いたします。

（調査表に基づき、内容の説明をした。）

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のすべてを満たしているものと考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第4委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第4委員会委員長（権正 常夫 君）

第4委員会から報告いたします。6月23日に、地区委員と事務局で譲受人から聞き取りを行い、その後申請のあった現地を確認しました。受理番号3の4号の申請地は、都留信用組合大明見支店の北西、約80mに位置しています。

申請地は譲受人の夫とその妹との共有であったもので、夫の妹の持分を譲受人が贈与されたものです。譲受人の居住地と近接しているため利便性もあり、今後は、野菜の作付けをする予定だそうです。以上により、この権利移動については、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第4委員会からの説明について、何か質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第4委員会の1件について採決いたします。第4委員会の1件については、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。議案第1号の農地法第3条許可申請の1件は、原案のとおり許可する

ことに決定いたしました。

続きまして、日程第四、議案第2号、「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

第1委員会の2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第2号 第1委員会の2件の朗読後】

第1委員会の受理番号4の6号につきましては、申請人が申請地を住宅敷地として利用している追認案件であります。

次に、受理番号4の9号についても、申請人が申請地を住宅敷地として利用している追認案件であります。

いずれも、用途指定地域内にあり違法状態を解消するもので、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（藤井 與三郎 君）

第1委員会から報告いたします。6月23日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号4の6号の申請地は、霊松院の南、約50mに位置しております。

始末書によると、申請地は昭和49年より申請人の亡父が住宅用地として使用していたそうです。

次に、受理番号4の9号の申請地は、吉祥寺の北西、約90mに位置しております。

始末書によりますと、申請地は昭和50年頃より住宅用地として使用していたそうです。

いずれの案件も、始末書、その他の必要書類も添付されており特に問題なく、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の2件について採決いたします。第1委員会の2件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第2委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお

願います。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第2号 第2委員会の1件の朗読後】

第2委員会の受理番号4の7号につきましては、申請地を駐車場として利用している追認案件です。用途指定地域内にあり、違法状態を解消するもので、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第2委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第2委員会委員長（小野 利壹 君）

第2委員会から報告いたします。6月23日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号4の7号の申請地は、葭池温泉前駅の北、約70mに位置しております。

始末書によると、申請地を昭和35年頃に建築した自宅への進入路及び駐車場として利用してきました。その後、平成20年頃に建築した、社会福祉施設けやき園の従業員の駐車場として利用し、徐々に拡大してしまったということです。

始末書、その他の書類も添付されており、許可相当と考えます。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第2委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

○ 梶原 久 委員

現況地目が畑となっているので、追認ではなく一般的な農転にあたるのではないかと。

○ 事務局長

こちらの現況地目につきましては、課税上の現況地目のデータが入っている関係で必ずしも今現在の現況とは一致しない場合があります。令和3年の航空写真撮影時では畑であったが、現在では駐車場ということだと思われれます。

○ 梶原 久 委員

はい、ありがとうございました。

○ 議長（会長）

他に質疑ありますか。

質疑なしと認めます。これより、第2委員会の1件について採決いたします。第2委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第4委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第2号 第4委員会の1件の朗読後】

第4委員会の受理番号4の8号につきましては、申請人が申請地を住宅敷地として利用している追認案件であります。用途地域内であり、違法状態を解消するもので、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第4委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第4委員会委員長（権正 常夫 君）

第4委員会から報告いたします。6月23日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号4の8号の申請地は、明見コミセンの南東、約160mに位置しております。

始末書によると、申請人の亡父が53年ほど前に、おば（父の妹）の住宅を建築し、おば亡き後、申請人が増改築のうえ居住しております。

始末書、その他の書類も添付されており、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第4委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第4委員会の1件について採決いたします。第4委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第6委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第2号 第6委員会の1件の朗読後】

第6委員会の受理番号4の5号につきましては、申請者が申請地を住宅用地として利用している追認案件です。違法状態を解消するもので、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第6委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第6委員会委員長(宮下 師貴 君)

第6委員会から報告いたします。6月23日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号4の5号の申請地は、寿会館の北西、約130mに位置しております。

始末書によると申請人の亡父が昭和45年7月22日に農地法所定の手続きを経て申請地を購入し、住宅を建築しました。しかし、地目変更登記をしないまま現在に至っております。

始末書、その他の書類も添付されており、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第6委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長(会長)

質疑なしと認めます。これより、第6委員会の1件について採決いたします。第6委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第2号の農地法第4条許可申請の5件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第五、議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。第3委員会の転用許可申請2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第3号 第3委員会の2件の朗読後】

第3委員会の受理番号5の10号につきましては、譲受人が申請地を買受け、住宅建築用地とするものです。申請地は用途指定地域内の第3種農地であり、その他、必要書類も整っているため許可相当と考えます。

次に、受理番号5の12号については、譲受人が申請地を買受け、住宅用地を拡張するものです。用途指定地域内の第3種農地であり、その他、必要書類も整っているため許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第3委員長から、現地調査の結果並びに補

足説明をお願いします。

○ 第3委員会委員長（田邊 綾子 君）

第3委員会から報告いたします。6月23日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号5の10号の申請地は、焼肉竜ヶ丘の南西、約80mに位置しております。譲受人が譲渡人より買受け、住宅建築用地とするものです。現地を確認したところ、特に問題はなく必要書類も整っているため、許可相当と考えます。

次に、受理番号5の11号の申請地は、宮本屋薬局の南東、約80mに位置しております。譲受人が譲渡人より買受け、住宅建築用地とするものです。なお、申請地は袋地ですが、住宅建築は周辺の土地を合わせて行うということです。現地確認でも特に問題はなく、必要書類も整っているため、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第3委員会からの説明について、質問がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第3委員会の2件について採決いたします。第3委員会の2件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第4委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第3号 第4委員会の1件の朗読後】

第4委員会の受理番号5の11号につきましては、借受人が申請地を使用貸借し、住宅建築用地とするものです。用途指定地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第4委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第4委員会委員長（権正 常夫 君）

第4委員会から報告いたします。6月23日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号5の11号の申請地は、明見コミセンの南東、約190mに位置しております。
借受人と貸付人は親子であり、現地を確認したところ、特に問題はなく、必要書類も整っているため、許可相当と考えます。
ご審議をお願いします。

○ 議長(会長)

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第4委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。
(「質疑なし」の声あり)

○ 議長(会長)

質疑なしと認めます。これより、第4委員会の1件について採決いたします。第4委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

○ 議長(会長)

ご異議なしと認めます。次に、第5委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長(渡辺 孝広 君)

【議案第3号 第5委員会の1件の朗読後】

第5委員会の受理番号5の9号につきましては、借受人が申請地を使用貸借し、住宅建築用地とするものです。用途指定地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。
ご審議をお願いします。

○ 議長(会長)

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第5委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第5委員会委員長(勝俣 道明 君)

第5委員会から報告いたします。6月23日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の9号の申請地は、明光輪業の南西、約220mに位置しております。
借受人は貸付人の長女であり、申請地に住宅を建築する予定です。現地を確認したところ、特に問題はなく、必要書類も整っているため、許可相当と考えます。
ご審議をお願いします。

○ 議長(会長)

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第5委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。
(「質疑なし」の声あり)

○ 議長(会長)

質疑なしと認めます。これより、第5委員会の1件について採決いたします。第5委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長(会長)

ご異議なしと認めます。次に、第6委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長(渡辺 孝広 君)

【議案第3号 第6委員会の1件の朗読後】

第6委員会の受理番号5の13号につきましては、譲受人が申請地を進入路として使用している追認案件であります。用途指定地域外の第2種農地ですが、住宅等が連坦しているエリアにあたり、また違法状態を解消するものであるもので許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

○ 議長(会長)

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第6委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第6委員会委員長(宮下 師貴 君)

第6委員会から報告いたします。6月23日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号5の13号の申請地は、がんじゃの踏切の南東、約130mに位置しております。始末書によりますと、申請人の父が平成3年に隣接地に住宅を建築して以来、申請地を進入路として使用していたとのことでした。

始末書、その他の必要書類も添付されており特に問題なく、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

○ 議長(会長)

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第6委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長(会長)

質疑なしと認めます。これより、第6委員会の1件について採決いたします。第6委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長(会長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号の農地法第5条許可申請の5件は、原案のとおり

許可することに決定いたしました。

次に、日程第六、議案第4号、「農地法第3条の規定による競・公売適格証明願いについて」を議題とします。第3委員会の競・公売適格証明願い1件について、事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長(渡辺 孝広 君)

【議案第4号 第3委員会の1件の朗読後】

第3委員会の受理番号7の2号につきましては、営農を拡大するための競売の適格証明願いであり、譲受人としての資格については、別紙の調査表に基づき説明いたします。

(調査表に基づき、内容の説明をした。)

以上の内容から、農地法第3条の規定による権利の取得者として、適格であるものと考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長(会長)

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第3委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第3委員会委員長(田邊 綾子 君)

第3委員会から報告いたします。6月23日に、地区委員と事務局で譲受人から聞き取りを行い、その後申請のあった現地を確認しました。

まず、受理番号7の2号の申請地は、イツモア赤坂ショッピングセンターの南東、約340mに位置し、現在は、休耕地となっております。

譲受人は知人の耕運機・軽トラックを借り受けて営農する予定であり、適格者と判断してよろしいと考えます。

ご審議をお願いします。

○ 議長(会長)

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第3委員会からの説明について、質問がありましたらご発言願います。

○ 梶原 久 委員

下限面積以下の案件は、初めてですか？

○ 議長(会長)

前回ありましたよ。

○ 梶原 久 委員

委員会として、何らかの経過観察とかしていくのですか？

○ 議長(会長)

農業会議の方でも問題となって、国に指針なりを示してもらおうよう頼んでいるようです。農業委員会は本来、農地を守るという立場にあるので、各委員会でも経過を観察していくことが必要になると思います。

○ 梶原 久 委員

市の中では何か対応とかしないのですか？

○ 藤井 與三郎 委員

国の法律で規定されていることだから、市でどうのということではなく、もっと大きいところで考えてもらわなければね。転売されるってケースも出てくるんじゃないのかな。

○ 議長(会長)

これは全国的な問題です。農業会議でも問題になってます。

○ 梶原 久 委員

はい、ありがとうございました。

○ 議長(会長)

はい、それではよろしいですか。他に質疑ありますか。

(「なし」声あり)

○ 議長(会長)

質疑なしと認めます。これより、第3委員会の1件について採決いたします。第3委員会の1件については、原案のとおり、証明することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長(会長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号の農地法第3条許可申請に伴う競・公売適格証明願い申請の1件は、原案のとおり証明することに決定いたしました。

次に、日程第七、議案第5号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長(渡辺 孝広 君)

今回の案件は、設定件数23件です。筆数累計は49筆、面積合計は44,000.9㎡です。新規設定が4件となります。詳細につきましては、資料をご覧ください。これらはいずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長(会長)

それでは、利用権の新規設定分で認定農業者案件でないものについて、各地区から現地

調査の結果並びに補足説明をお願いします。まず第5委員会からお願いします。

○ 第5委員会委員(梶原 久君)

番号3について、第5委員会から報告いたします。6月23日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。番号3の農地は、蓮池の北西、約80mに位置しており、水田として利用する予定です。こちらは農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長(会長)

次に、第4委員会からお願いします。

○ 第4委員会推進委員(勝俣 敏日古 君)

番号4と20について、第4委員会から報告いたします。6月23日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。番号4の農地は、新田配水地の北、約120mに位置しており、ブドウの栽培を行う予定です。

次に、番号20の農地は、宮下板金工業の東、約100mに位置しており、苗畑として利用する予定です。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長(会長)

次に、第1委員会からお願いします。

○ 第1委員会推進委員(小俣 和善 君)

番号22について、第1委員会から報告いたします。6月23日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。番号22の農地は、鐘山通り塩釜神社の北西、約150mに位置しており、ズッキーニ等を栽培する予定です。こちらは農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長(会長)

ただいまの事務局説明、各委員会の推進委員からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

○ 宮下 師貴 委員

20号ですが、利用目的や期間が入っていないんですけど。

○ 事務局

確認します。

○ 議長(会長)

今確認してもらっていますが、他に何かありますか。
無いようですので、先に進めます。

日程第八、議案第6号、「農地所有適格法人の要件確認について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長(渡辺 孝広 君)

配布資料をご覧ください。農地法第6条において、農業委員会は、農地所有適格法人から毎事業年度終了後、法人の事業の状況について報告書を徴収し、農地所有適格法人としての要件を満たしているかどうかを確認することとなっております。法人の名称は、株式会社ふじさん牧場です。この法人から提出されました報告書を基に、農地所有適格法人要件確認書を事務局にて作成いたしました。

(資料により内容説明)

以上のように、この法人におきましては、農地所有適格法人の要件を満たしていると認められます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長(会長)

ただいまの事務局説明について、質疑がありましたらご発言願います。
(「質疑なし」の声あり)

○ 議長(会長)

質疑なしと認めます。これより、農地所有適格法人の要件確認について採決いたします。議案第6号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

○ 議長(会長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

○ 議長(会長)

先程の利用集積計画の回答が来ましたので、メモをお願いします。

○ 事務局長

議案第5号の20番ですが、利用目的が苗木、苗木の育成であり、期間が5年となります。

○ 議長(会長)

宮下委員よろしいですか。

○ 宮下 師貴 委員

はい。

○ 小俣 創 委員

すみません、苗木で農業になるんですか？

○ 事務局長

そちらにつきましては、判例等ございまして、東京高裁の判例で成熟した樹木の管理を主としている土地は農地ではないとされておりますので、成熟していない苗木の管理をしているときには農地と判断できます。

○ 梶原 久 委員

この辺は農用地だよ。農振地区の農用地で苗木でいいの？

○ 事務局長

農用地でありましても、農地に該当しますので問題ありません。

○ 議長(会長)

よろしいですね。

議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

以上で、令和5年6月定例総会に付された案件の審議は、全て終了いたしました。その他で、委員各位から何かありましたらご発言願います。

○ 小俣 創 委員

すみません、先月の有限会社●●●●のところで、自己保全管理が減っているのはなぜですかということを調べてもらうことになっているのですけど。

○ 議長(会長)

宿題ということでよいですか。

○ 小俣 創 委員

はい。

○ 議長(会長)

事務局から報告・連絡事項等がありますか。

○ 事務局長

農業委員会とは直接関係ありませんが、農業まつり実行委員会と地域農業再生協議会の総会を4時から行いますので、メンバーになっている方は出席をお願いします。

○ 議長(会長)

委員各位には長時間にわたりご審議等をいただき、ありがとうございました。これをもって、富士吉田市農業委員会6月定例総会を閉会いたします。本日は、大変ご苦労様でした。

閉会 午後3時28分

上記のとおり、正確なることを証するため、ここに署名する。

令和5年6月28日

富士吉田市農業委員会

会長（議長） 加々美 和也

委 員 小俣 創

委 員 小野 利壹